

件 名	令和 7 年度須賀川市中小企業・小規模企業振興会議
日 時	令和 7 年 8 月 27 日（水）15 時～16 時
場 所	須賀川市役所 4 階 大会議室 D
出 席 者	（1）委 員 吉田（尚）委員、吉田（大）委員、大賀委員、佐藤委員、松坂委員、武田委員、鈴木（淳）委員、鈴木（龍）委員、内山委員 （2）事務局 板橋経済環境部長、七海商工課長、我妻主幹兼課長補佐、宗形商業労政係長、田邊主事
要 旨	須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する事項について審議を行うことにより、情報の共有化を図り、課題点の解決方法や今後の事業を検討するため。
概 要	1 会議に先立ち、松坂委員に板橋経済環境部長から委嘱状の交付が行われた。 2 次第 1 ～ 5 に基づき進行。 3 議事 初めに、「須賀川市の条例制定の背景について」「須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例の概念図」「須賀川市中小企業・小規模企業振興会議施策の基本方針に関連する市の事業体系図」について資料を用いて事務局が説明。 《事務局説明要旨》 須賀川市内に所在する事業所の多くを占める中小企業・小規模企業は、市の産業を支える根幹として、市の発展に大きく寄与しているとの考えから、須賀川市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、平成 29 年 7 月から中小企業・小規模企業振興会議での審議をスタートさせている。 中小企業者・小規模企業者、経済団体等、教育機関、市民、金融機関、市のそれぞれが役割分担しながら、施策の基本方針である、1 経営基盤の強化、2 人材の育成、3 販路拡大、4 技術支援、5 創業支援、を進めながら、本市経済の発展・市民生活の向上による地域活性化を目指すものである。 体系図の資料は、施策の基本方針に関連する市の事業について、体系化したものである。 （1）令和 6 年度市振興施策の実績について（資料 1） （2）令和 7 年度市振興施策の実施状況について（資料 2） 上記（1）及び（2）について、事務局が資料に沿って説明し、その後に委員からの質疑等があった。 質疑内容は、別紙（議事等要旨）のとおり。